

商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の撤廃に反対する会長声明

1 商品先物取引においては、自宅や職場への電話勧誘、訪問販売によって、商品先物についての知識も投資にあてるべき資産もない消費者を、巧みなセールストークによって取引に引き込み、その不利益をかえりみず、頻繁な売買を誘導して手数料を稼ぐ営業手法が後を絶たなかった。

不意打ち性を帯びた勧誘や執拗な勧誘により、顧客が本来の意図に反して取引を行い被害が発生するというトラブルが多く報告されているという実態を考慮し、適合性の原則の遵守がおよそ期待できず、利用者被害の発生や拡大を未然に防ぐため、長年にわたる国会審議を経た上で、平成23年1月に施行された商品先物取引法は、一般個人を対象とする全般的な不招請勧誘禁止規制を導入した。

すなわち、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘することが政令の定める範囲において禁止され（商品先物取引法第214条第1項第9号）、政令においては、その不招請勧誘禁止規制の対象となる取引として、①個人を相手方とする国内商品市場取引及び外国商品市場取引に係る商品取引契約（以下、「取引所取引」という。）であって、当該契約に基づく取引について、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性のあるもの、②個人を相手方とするすべての店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約、が定められたのである（商品先物取引法施行令第30条）。この結果、不招請勧誘が許容されるのは、取引所取引のうち、初期投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引（以下、「損失限定取引」という。）のみになった。

このような不招請勧誘禁止規制の導入以降、商品先物取引に関する被害相談件数は減少傾向にある。

2 ところが、今般、この商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を緩和し、現在は不招請勧誘が禁止されている、取引所取引のうち損失限定取引以外のものについても、不招請勧誘をすることができるように見直す動きがある。

すなわち、現在、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う総合取引所の実現のための制度整備が行われており、平成24年9月6日に改正され、同年9月12日に公布された金融商品取引法（その施行は公布後1年半以内の政令で定める日）においては、商品に係るデリバティブ取引は「商品関連市場デリバティブ取引」として「金融商品」の一種であると位置づけられており、商品先物取引は、金融商品取引法の適用を受けることとなった。

金融商品取引法第38条第4号も、金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為を政令の定める範囲において禁止しているが、不招請勧誘禁止の具体的な対象範囲を定めている金融商品取引法施行令第16条の4第1項第2号は、個人顧客を相手方として又は個人顧客のために行う店頭デリバティブ取引等に係る金融商品取引契約を指定しているだけであるため、総合取引所においても、商品先物取引にかかる現状の不招請勧誘禁止規制が存続するためには、上記施行令を改正する必要がある。

ところが、総合取引所については、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、「行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する」とされ、関係省庁（金融庁、農林水産省及び経済産業省）で検討されることとされており、平成25年6月19日の衆議院経済産業委員会において、寺田稔内閣府副大臣は、「商品先物取引についても、

金融と同様に、不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していきたい」旨の答弁をしている。

- 3 総合取引所で行われる商品先物取引が金融商品取引法の適用を受けることを前提にすれば、これに対し、不招請勧誘禁止規制を、消費者被害防止の趣旨から現状どおり維持するべきであるのか、横断的な市場環境整備の観点から他の金融商品と平仄を合わせて緩和するべきなのか、が問題となる。

この問題については、平成24年2月から6月にかけて開催された産業構造審議会商品先物取引分科会において審議が行われ、その結果、取りまとめられた「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」（平成24年8月21日）では、「不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を十分に見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実態を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである。その上で、将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。」と述べられている。

この報告書でも危惧されているように、不招請勧誘禁止規制の導入から僅か2年余でこの規制を撤廃することとなれば、商品先物取引業者に、以前と同じく、消費者被害を多数生み出す機会を与えることになりかねず、総合取引所において従前と同様の被害が発生する可能性が高まるとの重大な懸念がある。また、総合取引所における規制解禁の結果、従来の商品取引所での取引についても横並びで規制が解禁される場合、従来の商品取引所において従前と同様の被害が発生する危険性が高いとの

重大な懸念がある。当会は、消費者保護の見地から、このような懸念を見過ごすことができない。

そこで、当会は、平成24年改正後の金融商品取引法の施行後においても、商品先物取引についての現状の不招請勧誘禁止規制を断固として維持し、金融商品取引法施行令第16条の4（不招請勧誘等が禁止される契約）を改正して、商品関連市場デリバティブ取引にかかる金融商品取引を追加指定することを求める。

以上

2013年（平成25年）11月27日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久